

事業主の皆様へ

## 40歳未満の定期健康診断結果の提供のお願い

当健保組合では、組合員の健康の保持・増進のため事業所で実施されている定期健康診断（労働安全衛生法に基づく事業者健診）の結果の提供をお願いしております。

今般「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年6月11日法律第66号）の施行に伴い、健康保険法第150条の規定が改正（令和4年1月1日施行）され、特定健康診査の対象とならない40歳未満の組合員の方についても、保険者からの求めに応じ、定期健康診断の結果の提供が事業者に義務付けられました（40歳以上の方と同様、個人情報保護上の本人同意については不要となります）。

適切・有効な保健事業の実施を促進するため、定期健康診断の結果の提供にご協力をお願いいたします。

【健康保険法〔令和3年6月11日法律第66号〕より抜粋

### 第150条

保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査（次項において単に「特定健康診査」という。）及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この項及び第百五十四条の二において「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であって、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

**2** 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。

**3** 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

**4** 保険者は、第一項の事業を行うに当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報、事業者等から提供を受けた被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。